





- 1 審査請求人は、「国等の事務の適正な遂行にどのような支障が生じるのか明確にされていない」と主張するが、今回の開示請求対象は、国等が建築士法及び建設業法への抵触を調査するための資料として、磐田市から提供したものである。
- 2 磐田市は、国等の調査方法を把握していないため、全部開示した場合の影響を判断することができない。
- 3 よって、同様の開示請求を受けた静岡県が開示した情報のみを開示したものである。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件事実経過

実施機関の作成した弁明書及び提出資料並びに当審査会における実施機関の説明を総合すれば、次の事実が認められる。

- (1) 審査請求人は、平成20年5月、実施機関に建築物の確認申請を提出し、実施機関は、平成21年1月に完了検査を行い、検査済証を発行した。
- (2) 審査請求人は、平成22年4月、上記(1)の建築物の施工に関し、瑕疵担保責任を理由に、施工業者と設計事務所に対して損害賠償請求を起こした。
- (3) 平成26年9月に、上記(2)の裁判は結審し、施工業者の瑕疵を認める判決となった。
- (4) 審査請求人は、その後、平成26年12月から数回にわたって、上記(1)の建築物における建築基準法の抵触に関する照会を磐田市に対し行い、その都度磐田市は回答したが、その回答に納得できず、国（中部地方整備局）や県に相談した。
- (5) 上記(4)の相談を受けて、国及び県は、実施機関に対して情報提供を求めたため、国土交通省の通達文書に基づき、情報提供を行い、それ以降は、技術的助言に基づき、情報を提供していた。
- (6) 平成29年6月、建築基準法に係る違法行為等に建築士及び建築士事務所の関与があるか否かを判断するための資料として、実施機関は国等に資料を提供した。

### 2 判断の前提

当審査会は、通常、実施機関における処分時の判断の妥当性を判断することとしているが、本件処分については、本件処分後に、審査請求人が国（中部地方整備局長）に対して、実施機関から国（国土交通大臣）に提出された本件対象文書につき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第3条の規定に基づく開示請求を行っており、国は平成29年8月21日に一部開示決定を行っていることで、その開示部分から本件対象文書の添付書類一式が既に明らかになった状態であることから、本件については、これらの諸事情を含めて判断することが適当であると認められる。

したがって、当審査会は、本件処分後に生じた諸事情も考慮した上で、現時点における本件処分の非開示部分の該当性について判断することとする。

### 3 磐田市情報公開条例（平成17年磐田市条例第25号）第9条第1項第6号の該当性について

(1) 本件処分は、条例第12条第1項に基づく自己情報開示請求に対しなされた決定であるから、実施機関が一部開示とした理由の根拠として、磐田市情報公開条例の規定を示すことは、相当でないというべきである。

したがって、本件処分の理由として、磐田市情報公開条例第9条第1項第6号の規定に該当するとは言えない。

(2) 実施機関は、弁明書において、本件非開示部分は、建築基準法に係る違法行為等に建築士及び建築士事務所の関与があるか否かを判断するための資料として、磐田市が国等に提供したものであり、本件については、国等において現在調査中であり、磐田市が開示することによって、国等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、公開することにより、市と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれる旨を主張している。

実施機関のこの主張は、条例第12条第2項第3号に規定する「開示することにより、実施機関の公正かつ適正な行政執行に著しい支障が生じるおそれがあるもの」を意味するものと解することができる。

### 4 条例第12条第2項第3号の該当性について

条例第12条第2項は、自己情報の開示請求にあたり、実施機関において開示しないことが出来る範囲を定めたものである。

このうち、第3号の「実施機関の公正かつ適正な行政執行に著しい支障が生じるおそれがある」とは、開示することにより、実施機関又は国等が行う事務の目的が損なわれたり、請求者に不当な利益を与えたり、あるいは当事者間の関係を損なうなど、事務の公正かつ適正な執行に著しい支障が生じるおそれのあるものをいう。これらを含むおそれがある個人情報に該当する場合には、開示しないことができるものとされている。

そこで、本件非開示部分につき、以下に本条項の該当性を検討する。

#### ア 違反建築物等処理簿

##### (ア) 「設計者の氏名や建築物の概要等」について

建築主である審査請求人にとって、当該事項はいずれも既知の情報であり、これを開示することによって、実施機関の公正かつ適正な行政執行に著しい支障が生じるおそれがあるとは言えない。

##### (イ) 「違反の内容」について

審査請求人は、当該建築物の施工に関し、瑕疵担保責任を理由に、施工業者と設計事務所に対して損害賠償請求訴訟を提起し、既に同訴訟は判決により確定している。このことから、当該事項は既知の情報であり、これを開示することによって、実施機関の公正かつ適正な行

政執行に著しい支障が生じるおそれがあるとは言えない。

(ウ) 「処理経過」について

実施機関の内部的な処理簿であり、審査請求人の既知の情報とは言えないものであって、もし、開示すれば、建築士及び建築士事務所の建築基準法違反の行為についての関与があるか否かに関し、国等の今後の処理方針や判断に影響を与える可能性があると言えられる。

したがって、「実施機関の公正かつ適正な行政執行に著しい支障が生じるおそれがある」ものに該当し、非開示とすることが相当であると判断する。

イ 建築基準法第12条第5項に基づく報告書の写し

(ア) 「設計者の氏名や建築物の概要等」について

上記ア(ア)と同様に、実施機関の公正かつ適正な行政執行に著しい支障が生じるおそれがあるとは言えない。

(イ) 「現在までの経過概要(設計者提出分)」について

審査請求人が起こした民事訴訟までの経緯の記載である。既に上記訴訟が確定していることから、審査請求人に開示することによって、実施機関の公正かつ適正な行政執行に著しい支障が生じるおそれがあるとは言えない。

(ウ) 「図面・壁量計算書」及び「写真」について

建築基準法第12条第5項の規定に基づき、建築士から提出された報告書に添付されているものであり、審査請求人にとっては既知の情報ではないと認められるところ、どの図面等がどのような意図をもって添付されているのか、また、どのような資料価値を有するのかは必ずしも判然としない。そのため、これを開示することによって、国等の今後の処理方針や判断に影響を与える可能性があると言えられる。

したがって、「実施機関の公正かつ適正な行政執行に著しい支障が生じるおそれがある」ものに該当し、非開示とすることが相当であると判断する。

(エ) 「損害賠償請求事件判決文」について

前述したとおり、審査請求人は上記訴訟の当事者であり、審査請求人自身がその判決正本の交付を受け既にその内容を熟知しているから、これを開示しても実施機関の公正かつ適正な行政執行に著しい支障が生じるおそれがあるとは言えない。

ウ 磐田市〇〇〇〇〇〇〇の建物の違反行為について(回答)の写し及び是正計画書の提出について(依頼)の写し

当該文書は、そもそも実施機関から審査請求人宛に送付している通知であり、これを開示することで、実施機関の公正かつ適正な行政執行に著しい支障が生じるおそれがあるとは言えない。

- 5 上記以外の違法性又は不当性についての検討  
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

## 第6 審査会の判断

以上のおり、本件審査請求について、当審査会は上記第1記載の審査会の結論のおり判断した。

<参考>

第1 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年12月22日	諮問の受理
②	平成29年12月27日	実施機関に対して弁明書の提出要求
③	平成30年1月16日	実施機関から弁明書を受理
④	平成30年1月22日	審査請求人に対して弁明書（副）の送付、反論書の提出請求及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
⑤	平成30年2月8日	審査請求人から反論書を受理
⑥	平成30年3月9日	書面審理、実施機関からの補足説明及び審議（第1回審査会）
⑧	平成30年4月16日	審議（第2回審査会）
⑨	平成30年7月11日	審議（第3回審査会）
⑩	平成30年8月24日	審議（第4回審査会）
⑪	平成30年10月5日	審議（第5回審査会）

第2 答申に関与した委員

磐田市個人情報保護審査会

職名	氏名	備考
会長	佐藤 和美	大学教授
委員	沼倉 昇	磐田市人権擁護委員
委員	長谷川 トキ	元小学校校長
委員	名波 公彦	税理士
委員	安間 龍彦	弁護士